

保護者の皆様へ ~互いに守ろう 大切な人を~ (9月8日)

いつも本校の教育推進に際し、御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数に減少傾向が見られ始めました。しかし、依然として医療機関のひっ迫状況は厳しい状況にあります。現在発出されている緊急事態宣言も延長される見通します。このような状況下で、学校が本来の教育活動を実施するには厳しい状況がまだ続きそうですが、引き続き、感染防止対策を徹底した上で、教職員一丸となって教育活動にあたってまいります。保護者の皆様におかれましても、御家庭における感染防止対策の徹底について御協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る差別やいじめも問題視されています。不確かな情報・不用意な言葉が人の心を傷つけます。家庭内においても御配慮ください。

9月10日(金)以降について

- 1 9月10日(金)は、一斉の通常登校になります。10日の下校は14時です。
- 2 9月13日(月)以降については、「通常授業」となります。
- 3 これまで同様、お子様、家族等が体調不良、感染を懸念して欠席される場合は、メールでお知らせください。
- 4 下記の出席停止基準の表①～④に該当する場合には、電話でお知らせください。
- 5 タブレットは、9月13日(月)に学校で確認後、毎日持ち帰らせます。学校を休まれる場合には、御家庭でオンラインにより授業に参加してください。
- 6 タブレットは、御家庭で十分に充電してから学校に持たせてください。
- 7 タブレットを持ち帰る際の注意点は、学校で指導しますが、御家庭でも管理をお願いします。

感染予防の徹底について

- 1 朝夜の検温・健康観察は必ず実施し、家庭健康観察記録票に記入して、登校時に忘れずに持たせてください。体調不良(記録票の「あり」に○がつく等)の場合には、登校を控えてください。
- 2 規則正しい生活習慣を徹底してください。(早寝、早起き、朝ご飯等)
- 3 基本的な感染防止対策を家庭でも徹底してください。(3密の回避、石鹼と流水による手洗い、適切な換気、マスクの着用等)
- 4 不要不急の外出を避けてください。
- 5 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合には、登校の自粛を徹底してください。(ワクチン接種の副反応で発熱等をしている場合も同様です。)また、症状改善後2日間は登校を自粛してください。
- 6 登校後の健康観察、家庭健康観察記録票の記録内容、発熱や体調不良が見られた場合は、早退させますので、お迎えをお願いします。
- 7 PCR検査、抗原検査等を受けた場合、感染の疑いがある場合、濃厚接触者となった場合またはなると思われる場合は、必ず学校に連絡するとともに、医療機関で受診し、登校しない、させないことを徹底してください。

出席停止について

I 出席停止の基準とその期間

	基 準 等	期 間
①	児童の陽性が判明した場合	治癒するまでの期間(保健所の指示による)
②	同居家族等が陽性と判明したことで、児童が濃厚接触者に特定された場合	保健所の指示する期間
③	児童が陽性者の濃厚接触者に相当する (※1)と認められた場合	原則、陽性者と最後に接触した日の翌日から14日間
④	同居家族がPCR検査の対象となった場合、または濃厚接触者となった場合	家族の陽性が判明したら②へ、家族の陰性が判明し、家族の症状がなければ、翌日から登校可(家族に症状がある場合は保健所の指示に従う)
⑤	児童に発熱等の風邪症状(※2)がみられる場合(①~③に該当しない場合)	原則、症状が改善してから2日間(※3) PCR検査などを受けた場合、結果が陽性なら①へ、陰性なら保健所等の助言を踏まえ、健康観察期間を経た上で出席停止解除。
⑥	同居家族に発熱等の風邪症状(※2)がみられる場合(当該家族が陽性者に該当しない場合)	原則、当該家族の病状が改善してから2日間(※3) 家族がPCR検査などを受けた場合、結果が陽性なら②へ、陰性なら保健所等の助言を踏まえ、健康観察期間を経た上で出席停止解除。

※1 以下のいずれかに当てはまる場合、「濃厚接触者相当の者」として特定します。

- ① 感染者の飛沫に直接触れた可能性が高い者
- ② 手で触れる事のできる距離(概ね1メートル)で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者

※2 「発熱等の風邪症状」とは、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が37.5度前後より高い状態)以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻づまり、匂い・味がない、頭痛、関節・筋肉痛、腹痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般を指します。
このような症状がある場合には、できる限り医療機関で受診してください。

※3 かかりつけ医師から「登校可」の判断があった場合は、「2日間の経過」を適用しません。

2 以下のような場合には、速やかに学校まで御連絡ください。(休日連絡先:090-9142-0042)

- (1) 児童本人、御家族がPCR検査等を受けることになった場合。
- (2) 児童本人、御家族、その他濃厚な接触があった人の感染が判明した場合。

新型コロナワクチン接種に伴う出欠席の取扱いについて

1 児童が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合、出席停止の日数と記録し、欠席となります。

2 ワクチン接種により、児童に副反応等が出た場合、出席停止の措置をとります。発熱等の症状がなくなれば登校可能ですが、症状が重かったり、長引いたりするような場合には、医療機関に御相談ください。

※御家族がワクチン接種後に発熱等の副反応が出た場合も、御家族の症状がなくなるまで、お子様の登校は控えてください。

※新型コロナワクチンの接種を受けるまたは受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、以下のことについて御理解いただきますようお願いします。

①ワクチン接種は強制できること。

②周囲にワクチン接種を強制してはいけないこと。

③様々な理由によってワクチン接種をすることができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。

その他

1 しばらくの間、感染予防の観点から、エプロン、三角巾を持たせてください。

2 ハンカチ、ティッシュ等を必ず持たせてください。